

## 吹田市固定発生源窒素酸化物に係る総量削減指導要領

(趣旨)

第1条 この要領は、固定発生源に係る窒素酸化物排出総量の削減の指導について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領の用語の意義は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象工場等 市内に設置する別表第1に掲げる窒素酸化物に係るばい煙発生施設（以下「施設」という。）を設置する工場又は事業場であって、当該施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量を別表第2に掲げる方法により重油の量に換算した数量の合計が1時間当たり1キロリットル以上であるものをいう。
- (2) 対象工場等設置者等 対象工場等を設置し、又は設置しようとする者をいう。

(指導内容)

第3条 市長は、対象工場等設置者等に対し、別表第3に定める算式により算出される対象工場等に係る窒素酸化物排出量の許容限度を遵守するよう指導する。

(施設の使用計画の届出)

第4条 対象工場等設置者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該対象工場等のすべての施設の使用計画を市長に届け出るものとする。

- (1) 対象工場等を設置しようとするとき（工場又は事業場に施設を設置し、又はその構造若しくは使用の方法を変更することにより対象工場等となる場合を含む。）。
  - (2) この要領の施行の際現に対象工場等を設置しているとき（現に市長の行政指導に基づき施設の使用計画の届出をした場合を除く。）。
  - (3) 対象工場等において施設を設置し、又は既に設置している施設の構造若しくは使用の方法若しくは窒素酸化物の処理の方法を変更しようとするとき。
  - (4) 対象工場等又はその施設の使用を廃止したとき。
  - (5) 施設の承継により新たに対象工場等となったとき、又は対象工場等において一部の施設の承継があったとき。
- 2 前項第1号及び第3号に係る届出は、原則として当該設置等の工事の着工予定日の前日から起算して60日前までに、同項第2号に係る届出はこの要領の施行後速やかに、同項第4号及び第5号に係る届出は当該施設の使用を廃止した日又は承継があった日から30日以内に、それぞれ行うものとする。
- 3 第1項の規定による届出は、窒素酸化物に係るばい煙発生施設使用計画届出書（別記様式）により行うものとする。
- 4 第1項の規定による届出は、法又は大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）に基づく施設の設置、使用、変更、使用の廃止又は承継についての届出と併せて行うものとする。

5 第1項の規定により提出する書類の部数は、正本1部及び写し1部とする。

(窒素酸化物排出量の把握)

第5条 対象工場等設置者等は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年 厚生省  
通商産業省 令第1号）第7条の5第2項に規定する測定方法により当該対象工場等の施設に係る窒素酸化物排出量の把握に努めるものとする。

2 市長は、前項の窒素酸化物排出量について報告を求めることがある。

附則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年7月20日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

項	施設の種類	規模又は能力	重油の量への換算を原料の量により行う施設	備考
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり50リットル以上であること。	—	令別表第1の1の項に掲げる施設
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20トン以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり50リットル以上であること。	—	令別表第1の2の項に掲げる施設
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか焼炉（28の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。	焙焼炉（施設の運転時に燃料を継続し、かつ、安定して使用するものを除く。）及び焼結炉	令別表第1の3の項に掲げる施設
4	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉（銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するものを除く。）、焼結炉（ペレット焼成炉を含み、銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するものを除く。）及びか焼炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン未満であること。		大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号。以下「規則」という。）別表第3第1号の表4の項から6の項まで及び14の項から16の項までに掲げる施設

5	金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（28の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。	転炉及び平炉	令別表第1の4の項に掲げる施設
6	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに28の項及び34の項から36の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1平方メートル以上若しくは羽口面の断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5平方メートル以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり50リットル以上若しくは変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	—	令別表第1の5の項に掲げる施設
7	金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉、銅、鉛若しくは亜鉛の精錬、鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）、鉛の管、板若しくは線の製造又は鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉並びに鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉及び反射炉を除く。）	火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満若しくは羽口面の断面積が0.5平方メートル未満又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり30リットル以上50リットル未満若しくは変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。	—	規則別表第3第1号の表17の項に掲げる施設
8	金属の製錬又は合金の製造に供する溶解炉	火格子面積が0.5平方メートル以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり30リットル以上若しくは変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上であること。	—	規則別表第3第1号の表18の項に掲げる施設
9	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	火格子面積が1平方メートル以上若しくは羽口面の断面積が0.5平方メートル以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり50リットル以上若しくは変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	—	令別表第1の6の項に掲げる施設

10	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり30リットル以上50リットル未満若しくは変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。	—	規則別表第3第1号の表19の項に掲げる施設
11	金属若しくは金属製品の溶融めっきの用に供する加熱炉	火格子面積が0.5平方メートル以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり30リットル以上若しくは変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上であること。	—	規則別表第3第1号の表20の項に掲げる施設
12	石油製品、石油化学製品又はコーラル製品等の製造の用に供する加熱炉	火格子面積が1平方メートル以上若しくは羽口面の断面積が0.5平方メートル以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり50リットル以上若しくは変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	—	令別表第1の7の項に掲げる施設
13	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200キログラム以上であること。	触媒再生塔	令別表第1の8の項に掲げる施設
14	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり6リットル以上であること。	—	令別表第1の8の2の項に掲げる施設
15	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1平方メートル以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり50リットル以上若しくは変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	—	令別表第1の9の項に掲げる施設
16	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり30リットル以上50リットル未満若しくは変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。	—	規則別表第3第1号の表11の項及び12の項に掲げる施設

17	窯業製品の製造の用に供する加熱炉	火格子面積が0.5平方メートル以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり30リットル以上若しくは変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上であること。	—	規則別表第3第1号の表13の項に掲げる施設
18	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉(36の項に掲げるものを除く。)	火格子面積が1平方メートル以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり50リットル以上若しくは変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	—	令別表第1の10の項に掲げる施設
19	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含み、鉛系顔料の製造の用に供するものを除く。)及び直火炉	火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり30リットル以上50リットル未満若しくは変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。	—	規則別表第3第1号の表1の項、2の項、7の項及び8の項に掲げる施設
20	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する加熱炉	火格子面積が0.5平方メートル以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり30リットル以上若しくは変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上であること。	—	規則別表第3第1号の表3の項及び9の項に掲げる施設
21	乾燥炉(28の項及び33の項に掲げるものを除く。)	火格子面積が1平方メートル以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり50リットル以上若しくは変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	—	令別表第1の11の項に掲げる施設
22	乾燥炉(銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するものを除く。)	火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり30リットル以上50リットル未満若しくは変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。	—	規則別表第3第1号の表23の項に掲げる施設

23	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上であること。	電気炉	令別表第1の12の項に掲げる施設
24	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア未満であること。		規則別表第3第1号の表10の項及び21の項に掲げる施設
25	金属の精製若しくは製錬又は合金の製造の用に供する電気炉	(全て)		規則別表第3第1号の表22の項に掲げる施設
26	廃棄物焼却炉	火格子面積が2平方メートル以上又は焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であること。	廃棄物焼却炉	令別表第1の13の項に掲げる施設
27		火格子面積が1平方メートル以上2平方メートル未満又は焼却能力が1時間当たり100キログラム以上200キログラム未満であること。		規則別表第3第1号の表24の項に掲げる施設
28	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上、火格子面積が0.5平方メートル以上若しくは羽口面断面積が0.2平方メートル以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり20リットル以上であること。	焙焼炉(施設の運転時に燃料を継続し、かつ、安定して使用するものを除く。)、焼結炉及び転炉	令別表第1の14の項に掲げる施設
29	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であること。	—	令別表第1の15の項に掲げる施設
30	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり3リットル以上であること。	—	令別表第1の18の項に掲げる施設

31	化学製品の製造の用に供する塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、28の項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。)のうち光ニトロソ化法によるカプロラクタムの製造の用に供し、又は亜硝酸ナトリウムを用いてニトロソ化反応若しくはジアゾ化反応を行う工程に供する施設	原料として使用する塩素の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。塩化水素にあつては、塩素の量に換算すること。	塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	令別表第1の19の項に掲げる施設のうち光ニトロソ化法によるカプロラクタムの製造の用に供し、又は亜硝酸ナトリウムを用いてニトロソ化反応若しくはジアゾ化反応を行う工程に供する塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設
32	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80キログラム以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり50リットル以上若しくは変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	—	令別表第1の21の項に掲げる施設のうち焼成炉及び溶解炉
33	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80キログラム以上、火格子面積が1平方メートル以上若しくはバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり50リットル以上であること。	—	令別表第1の23の項に掲げる施設のうち乾燥炉及び焼成炉
34	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり10リットル以上又は変圧器の定格容量が40キロボルトアンペア以上であること。	—	令別表第1の24の項に掲げる施設
35	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり4リットル以上又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。	—	令別表第1の25の項に掲げる施設
36	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上又はバーナーの燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり4リットル以上若しくは又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。	—	令別表第1の26の項に掲げる施設



37	硝酸の製造の用に供する吸収施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、又は濃縮する能力が1時間当たり100キログラム以上であること。	吸収施設及び濃縮施設	令別表第1の27の項に掲げる施設のうち吸収施設及び濃縮施設
38	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20トン以上であること。	—	令別表第1の28の項に掲げる施設
39	ガスタービン（非常用施設を除く。）	燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間当たり50リットル以上であること。	—	令別表第1の29の項に掲げる施設
40	ディーゼル機関（非常用施設を除く）		—	令別表第1の30の項に掲げる施設
41	ガス機関（非常用施設を除く。）	燃料の燃焼能力を重油の量に換算した数量が1時間	—	令別表第1の31の項に掲げる施設
42	ガソリン機関（非常用施設を除く。）	当たり35リットル以上であること。	—	令別表第1の32の項に掲げる施設

#### 別表第2（第2条関係）

(1) 原料の換算方法 附表1の原料の種類欄に掲げる原料の種類ごとにそれぞれ同表の原料の量の欄に掲げる量を同表の重油の量の欄に掲げる量に換算する。
(2) 燃料の換算方法 附表2の燃料の種類欄に掲げる燃料の種類ごとにそれぞれ同表の燃料の量の欄に掲げる量を同表の重油の量の欄に掲げる量に換算する。ただし、附表3の施設の種類欄に掲げる施設において使用される燃料については、附表2により換算した量に当該施設の種類ごとにそれぞれ附表3の係数の欄に掲げる数を乗じるものとする。

備考 (1)の方法により換算する施設において使用される燃料については、(2)の方法による換算は要しない。

#### 附表1

	原料の種類	原料の量	重油の量
1	別表第1の3の項、4の項及び28の項に掲げる焼結炉において用いられる原料	1キログラム	0.23リットル
2	別表第1の13の項に掲げる触媒再生塔において用いられる原料	1リットル	0.023リットル
3	別表第1の23の項及び24の項に掲げる電気炉（アーク炉に限る。）において用いられる原料	1キログラム	0.08リットル

4	別表第1の26の項及び27の項に掲げる廃棄物焼却炉において焼却される廃棄物のうち一般廃棄物	1キログラム	0.56リットル
5	別表第1の26の項及び27の項に掲げる廃棄物焼却炉において焼却される廃棄物のうち下水汚泥	1キログラム	0.28リットル
6	別表第1重油の量への換算を原料の量により行う施設の欄に掲げる施設及び主たる熱源が電気であるそれ以外の施設において用いられる原料のうち1から5までに掲げるもの以外のもの	1キログラム	原料1キログラムの処理に伴い発生する窒素酸化物の量と同量の窒素酸化物を排出する重油の量（重油1リットル当たり窒素酸化物排出量は、0.00236キログラムとする。）

附表2

	燃料の種類	燃料の量	重油の量
1	原油又は軽油	1リットル	0.95リットル
2	ナフサ又は灯油	1リットル	0.90リットル
3	液化天然ガス	1キログラム	1.3リットル
4	液化石油ガス	1キログラム	1.2リットル
5	都市ガス（13A）	1立方メートル（温度零度、圧力1気圧の状態に換算したもの）	1.14リットル
6	1から5まで以外の燃料	1リットル（固体燃料又は気体燃料にあつては1キログラム）	重油1リットル当たり発熱量を39,600キロジュールとし、当該燃料の量1リットル（固体燃料又は気体燃料にあつては、1キログラム）当たり発熱量を重油の量に換算した量

附表3

	施設の種類の種類	係数
1	別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの	3.5
2	別表第1の3の項及び4の項に掲げるか焼炉のうちアルミナの製造の用に供するもの	5.0
3	別表第1の15の項及び16の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	5.3
4	別表第1の15の項及び16の項に掲げる焼成炉のうち骨材又は石灰の製造の用に供するもの	3.0
5	別表第1の15の項及び16の項に掲げる溶融炉のうちホーローフリットの製造の用に供するもの（タンク窯のものに限る。）	18.2

6	別表第1の15の項及び16の項に掲げる溶融炉のうちガラスの製造の用に供するもの（タンク窯のものに限る。）	7.0
7	別表第1の38の項に掲げるコークス炉のうち製鉄の用に供するもの（オート型のものに限る。）	5.5
8	別表第1の39の項に掲げるガスタービン	3.0
9	別表第1の40の項に掲げるディーゼル機関	20.0
10	別表第1の41の項に掲げるガス機関	3.0
11	別表第1の42の項に掲げるガソリン機関	3.0

### 別表第3（第3条関係）

工場及び事業場の規模	算式
原料及び燃料の量を重油の量に換算した数量が1時間当たり2キロリットル以上	$Q=0.6 \cdot \{ \Sigma (C \cdot V) + \Sigma (C_i \cdot V_i) \}^{0.95}$
原料及び燃料の量を重油の量に換算した数量が1時間当たり1キロリットル以上2キロリットル未満	$Q=0.6 \cdot \{ \Sigma (C \cdot V) + \Sigma (C_i \cdot V_i) \}$

#### 備考

- この表において、 $Q$ 、 $C$ 、 $C_i$ 、 $V$ 及び $V_i$ は、それぞれ次の値を表すものとする。
  - $Q$  : 指導基準（単位：温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）
  - $C$  : 工場及び事業場に基準日（附表1に掲げる基準日をいう。以下同じ。）前から設置されている施設について、その種類ごとに附表2に掲げる係数
  - $C_i$  : 工場及び事業場に基準日以後に設置されている施設について、その種類ごとに附表2に掲げる施設係数
  - $V$  : 工場及び事業場に基準日前から設置されている施設ごとの排出ガス量（単位：温度零度、圧力1気圧の状態に換算した万立方メートル毎時）
  - $V_i$  : 工場及び事業場に基準日以後に設置されている施設ごとの排出ガス量（単位：温度零度、圧力1気圧の状態に換算した万立方メートル毎時）
- 排出ガス量は、施設（予備の施設（専ら他の施設の使用が停止されている間に、これに替えて使用されるものに限る。）を除く。）を定格能力で運転する場合の乾き排出ガス量を、排出ガス中の酸素濃度が零パーセントの状態に換算したものとする。
- 一の工場又は事業場において、新たな施設の設置に伴い基準日前に設置された施設が廃止される場合における指導基準の適用については、当該設置に係るすべての施設において算出される $\Sigma (C \cdot V_i)$ が当該廃止に係るすべての施設において算出される $\Sigma (C \cdot V)$ を超えない範囲については、当該設置に係るすべての施設の施設係数 $C_i$ を $C$ とみなす。

附表 1

施設	基準日
別表第 1 の 1 の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が10平方メートル未満のもの	昭和60年 9 月10日
別表第 1 の39の項に掲げるガスタービン及び40の項に掲げるディーゼル機関	昭和63年 2 月 1 日
別表第 1 の41の項に掲げるガス機関及び42の項に掲げるガソリン機関	平成 3 年 2 月 1 日
別表第 1 に掲げる施設のうち前 3 項に掲げる施設以外の施設	昭和57年11月 1 日

附表 2

別表第 1 の項番号	区分番号	施設の種類		C	C i	
1	1	ボイラー	ガスを専焼させるもの		2.5	1.6
	2		固体燃料を燃焼させるもの		6.5	4.6
	3		区分番号 1 及び 2 に掲げるもの以外のもの	排煙脱硫装置を設置するもの（液体燃料を使用するものに限る。）	5.0	3.2
	4			上記以外のもの	3.1	2.2
2	5	ガス発生炉のうち水素の製造に供するもの（天井バーナー燃焼方式のものに限る。）		4.5	3.2	
	6	区分番号 5 に掲げるもの以外のガス発生炉及び加熱炉		3.0	2.1	
3	7	焙焼炉	重油煤を原料とするもの	9.5	6.7	
	8		上記以外のもの	2.9	2.0	
	9	焼結炉		11.0	7.7	
4	10	か焼炉	アルミナの製造の用に供するもの	6.5	4.6	
	11		区分番号10に掲げるもの以外のもの	2.0	1.4	
5	12	溶鋳炉		2.0	1.4	
	13	転炉及び平炉		3.0	2.3	

6	14	溶解炉	合金鑄鉄の製造の用に供する反射炉	5.5	3.9	
7	8		上記以外のもの	3.0	2.1	
9	16	金属加熱炉		3.8	2.7	
10	17	加熱炉		3.0	2.1	
11	18	触媒再生塔		2.5	2.0	
12	19	燃焼炉		1.2	0.8	
15 16 17	20	焼成炉	ガスを燃焼させるロータリーキルン	14.0	9.8	
	21		上記以外のもの	6.0	4.2	
	22	セメントの製造の用に供するもの		9.0	6.3	
	23	骨材焼成炉		10.0	7.0	
	24	耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの		11.0	7.7	
	25	溶融炉	板ガラス又はガラス繊維製品の製造の用に供するもの	排煙脱硫装置を設置するもの（液体燃料を使用するものに限る。）	24.0	16.8
	26		上記以外のもの	20.5	14.4	
	27		ガラスの製造の用に供するもののうち	ホーローフリットの製造の用に供するもの	70.0	49.0
28	区分番号25及び26に掲げるもの以外のもの		上記以外のもの	22.4	15.7	
	29	区分番号20から28までに掲げるもの以外の焼成炉、溶融炉及び加熱炉		4.0	2.8	
18 19 20	30	反応炉、直火炉及び加熱炉		3.0	2.1	
21 22	31	乾燥炉		3.7	2.6	

23	32	電気炉		19.0	13.3
24					
25					
26	33	廃棄物焼却炉	一般廃棄物又は下水汚泥を焼却するもの（昭和57年11月1日以後に設置されるものに限る。）	7.0	7.0
27					
28	35	焙焼炉		2.0	1.4
	36	焼結炉		8.5	6.0
	37	溶鋳炉		1.0	0.7
	38	転炉		3.0	2.3
	39	溶解炉		3.0	2.1
	40	乾燥炉		3.0	2.1
29	41	乾燥施設		3.0	2.1
30	42	反応炉		3.0	2.5
31	43	光ニトロソ化法によるカプロラクタム製造用等の塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設		5.0	3.5
32	44	焼成炉		4.0	2.8
	45	溶解炉		3.0	2.1
33	46	乾燥炉		3.0	2.1
	47	焼成炉		4.0	2.8
34	48	溶解炉		3.0	2.1
35	49	溶解炉		3.0	2.1
36	50	溶解炉		3.0	2.1
	51	反射炉		3.0	2.1
	52	反応炉		3.0	2.5
	53	乾燥施設		3.0	2.1
37	54	吸収施設及び濃縮施設		2.0	1.6

38	55	コークス炉	製鉄の用に供するオットー型のもの	昭和57年11月 1 日以後に設置されたもの	7.0	7.0
	56			上記以外のもの	11.7	7.0
	57		区分番号55及び56に掲げるもの以外のもの		4.0	2.8
39	58	ガスタービン			7.0	5.0
40	59	ディーゼル機関			49.0	40.0
41	60	ガス機関			7.0	5.0
42	61	ガソリン機関			7.0	5.0

備考 この表により難いと市長が認める場合は、市長が別に定めるところによる。

別記様式（第4条関係）

窒素酸化物に係るばい煙発生施設使用計画届出書

年 月 日

吹田市長 宛

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

吹田市固定発生源窒素酸化物に係る総量削減指導要領第4条の規定により、窒素酸化物に係るばい煙発生施設の使用計画について、次のとおり届け出ます。

ふりがな	
工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
担当部課名及び電話番号	
窒素酸化物に係るばい煙発生施設の使用計画	別紙のとおり

※整理番号		※受付印
※受理年月日		
※工場又は事業場番号		
※審査結果		
※備考		

備考 ※の欄には記入しないこと。



